

I P通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス） 【現改比較表】 2021年5月21日現在

～2021年5月20日

2021年5月21日～

目次（略）

第1章～第11章（略）

別記

1～16（略）

17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

区分	電気通信サービス
グループ1-A	株式会社NTTドコモのFOMAサービス（グループ1-Dに区分されるものを除きます。）、Xiサービス、第1種衛星電話及び第2種衛星電話（当社の着信課金機能を利用した通信を除きます。）
グループ1-B	KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス、ソフトバンク株式会社の3G通信サービス及び4G通信サービス並びに楽天モバイル株式会社の楽天モバイルサービス
グループ1-D	（略）

目次（略）

第1章～第11章（略）

別記

1～16（略）

17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

区分	電気通信サービス
グループ1-A	株式会社NTTドコモの提供する電気通信サービス（グループ1-Dに区分されるものを除いた無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に限ります。）
グループ1-B	KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の提供する電気通信サービス（無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に限ります。）
グループ1-D	（略）

別記18～21（略）

料金表

（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区別	内容
(1)～(3)（略）	（略）
(4) NTT Com ひかり電話サービス （コース2に係るものに限りま す。）の付加サービスに 関する取扱い	ア NTT Com ひかり電話サービスの付加サービス については次のとおりとします。 (1) （略） (2) 当社は、NTT Com ひかり電話契約者（コース 2（特定加入者回線が別記21に規定する西日 本エリアに係るものに限りま す。）の プラン2 - 1からプラン2 - 12 に係る者に限りま す。 から請求があった場合、 I P v 6により I P通信網のみを介して行う通信（以下「I P v 6による契約者回線間通信」といいま す。 ）を提供します。

別記18～21（略）

料金表

（略）

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区別	内容
(1)～(3)（略）	（略）
(4) NTT Com ひかり電話サービス （コース2に係るものに限りま す。）の付加サービスに 関する取扱い	ア NTT Com ひかり電話サービスの付加サービス については次のとおりとします。 (1) （略） (2) 当社は、NTT Com ひかり電話契約者（コース 2（特定加入者回線が別記21に規定する西日 本エリアに係るものに限りま す。）の プラン2 - 1及びプラン2 - 4からプラン2 - 6 に係る 者に限りま す。 ）に、 I P v 6通信相手先拡張 機能に相当する機能が利用できる状態で提供 し、NTT Com ひかり電話契約者（プラン2 - 2、プラン2 - 3及びプラン2 - 7からプラン 2 - 12の者に限りま す。）からI P v 6通信相 手先拡張機能の提供の請求があったものとみな して取り扱います。

	<p>イ アに規定する場合において、I P v 6 通信及び <u>I P v 6 による契約者回線通信</u>の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</p> <p>ウ 当社は、I P v 6 通信及び I P v 6 による<u>契約者回線通信</u>等に関する取扱いについては、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。</p> <p>エ 当社は、共通編第 38 条（責任の制限）及び本別冊第 34 条（責任の制限）に規定するほか、この欄に規定する付加サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		<p><u>I P v 6 通信相手先拡張機能に相当する機能については、料金表第 1 表第 1 の 2（料金額）の 2 - 2（付加機能使用料）の規定に基づいて取り扱います。</u></p> <p>イ アに規定する場合において、I P v 6 通信及び <u>I P v 6 による I P 通信網のみを介して行う通信（以下「I P v 6 による契約者回線間通信」といいます。）</u>の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</p> <p>ウ 当社は、I P v 6 通信及び I P v 6 による<u>契約者回線間通信</u>等に関する取扱いについては、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。</p> <p>エ 当社は、共通編第 38 条（責任の制限）及び本別冊第 34 条（責任の制限）に規定するほか、この欄に規定する付加サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)

2 料金額 (略)

第2～第4 (略)

第2表 (略)

第3表 (略)

通信料別表 (略)

2 料金額 (略)

第2～第4 (略)

第2表 (略)

第3表 (略)

通信料別表 (略)

I P 通信網サービス契約約款共通編

I P 通信網サービス契約約款共通編

附 則 (令和 3 年 5 月 19 日 A P S 1 第 00785508 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 3 年 5 月 21 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているコース 2 (特定加入者回線が別記 21 に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン 2 - 1 及びプラン 2 - 4 からプラン 2 - 6 に限ります。)に係るものについては、この機能を利用する契約者回線に係る NTT Com ひかり電話契約を解除する場合に限り、廃止することができるものとします。

3 当社は、改正前の規定により提供しているコース 2 (特定加入者回線が別記 21 に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン 2 - 1 及びプラン 2 - 4 からプラン 2 - 6 に限ります。)に係る NTT Com ひかり電話契約 (I P v 6 通信相手先拡張機能を利用しているものに限ります。)については、改正後の料金表第 1 表第 1 の 1 (適用)の (4) 欄の アの (2) の規定を適用し、I P v 6 通信相手先拡張機能を廃止します。

4 当社は、改正前の規定により提供しているコース 2 (特定加入者回線が別記 21 に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン 2 - 1 のもの及びプラン 2 - 4 からプラン 2 - 6 のもの限ります。)に係る NTT Com ひかり電話契約 (I P v 6 通信相手先拡張機能を利用していないものに限ります。)については、移転の請求又は I P v 6 通信相手先拡張機能に相当する機能の利用の申出があった場合は、改正後の料金表第 1 表第 1 の 1 (適用)の (4) 欄の アの (2) の規定を適用します。

	<p><u>5 当社は、改正前の規定により提供しているコース2（特定加入者回線が別記 21 に規定する西日本エリアに係るものであって、プラン2 - 2、プラン2 - 3及びプラン2 - 7からプラン2 - 12のものに限ります。）に係る特定加入者回線契約（I P v 6通信相手先拡張機能を利用していないものに限ります。）については、移転の請求があった場合であって、NTT Com ひかり電話契約者から特段の申出がないときには、NTT Com ひかり電話契約者から I P v 6 通信相手先拡張機能の提供の請求があったものとみなして取り扱います。</u></p> <p><u>6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------